

流山市農業委員会  
平成26年第9回  
総会議事録

平成26年8月25日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成26年第9回総会議事録

1 期 日 平成26年8月25日(月)

2 場 所 流山市役所304会議室

3 議長名 高市 正義

4 署名委員 3番 岡田 長政  
4番 恩田 一雄

5 出席委員(16名)

1番 小田桐 仙	2番 吉田 達弘
3番 岡田 長政	4番 恩田 一雄
5番 増田 正美	6番 石井 博
7番 秋元 正	8番 山崎 日出男
9番 中村 彰男	10番 小嶋 悦子
11番 小倉 節子	12番 豊島 啓行
13番 大作 榮	14番 小林 常男
15番 水代 啓司	16番 高市 正義

6 欠席委員(0名)

7 書記名 事務員 中里 友希

8 事務局 局長 福留 克志  
次長 吉田 勝実  
次長補佐 田村 敏一

9 会議目次

(1) 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用) .....	1
(2) 議案第43号 農用地利用集積計画の決定について .....	6
(2) 議案第44号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について .....	8
(3) 報告第21号 合意解約の通知について .....	11
(4) 報告第22号 専決処理の報告について .....	12

開会 午後3時00分

高市議長 それでは、定刻でございますので平成26年第9回流山市農業委員会総会を開会いたします。

今年は大変暑い日が続いておりましたけれど、今日あたり急に秋になったような感じで、大分気温差がありますので、十二分に気を付けていただきたいと思います。まして、これから稲刈りの時期に入るわけですので、十分体に気を付けながら農業をしていただきたいと思います。

それでは、平成26年第9回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は16名全員で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

高市議長 異議なしと認めます。

3番、岡田委員、4番、恩田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、中里事務員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。吉田次長。

吉田次長 お手元に配布させていただきました議案書を、2枚めくっていただいた中の「会議目次」をご覧いただきたいと思います。

本日、御審議いただく案件は、議案第42号の「農地法第4条の規定による許可申請について」から、議案第44号の「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」までの3議案について、御審議いただきたいと存じます。

また、報告事項といたしましては、報告第21号の「合意解約の通知について」から、報告第22号の「専決処理の報告について」までの2項目について、御報告をさせていただきます。

ご説明は、以上です。よろしくお申し上げます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

事務局より議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の1ページをご覧ください。

## 議案第42号

農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)

農地法第4条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成26年8月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、この「議案第42号の農地法第4条の許可申請について」でございますが、この申請は、売買や賃貸借などの権利移動を伴わない転用でございます。本件につきましては、農地の所有者が自ら転用を行う事案となっております。このため、農地法の条文の中では、農地法の第4条の規定に該当することになるということで、農地法の第4条の許可申請がされたものでございます。

それでは、今月の事案について、今月の4条許可申請は1件でございますが、この事案について御説明をさせていただきます。

初めに、本件の申請者につきましては、柏市西原の方でございます。

次に、農地転用の申請がありました土地は、流山市青田にあります畑、1筆で、転用面積は331㎡でございます。

次に、転用目的につきましては、貸駐車場用地とするものでございます。

また、この申請地の案内図と計画図面が、議案書とともに配布させていただきました。議案案内図の中の1ページと2ページにございますので、合わせてご覧いただきたいと存じます。

今月の4条許可申請は、以上の1件です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」について、御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用が1件であります。本案については、現地調査と申請者からのヒアリングを行い審議いたしました。

最初に、転用目的は貸駐車場を整備するものであります。

次に、申請理由につきましては、高齢化に伴い退職後の生活を考え、また、申請地周辺の住民から貸駐車場設置の要望があったことから、11台分の月極めの貸駐車場を整備するものであり、駐車料金については、1台当たり月額7千円から8千円を予定しているとのことです。また、申請者は、申請地の他に山林を所有しておりますが、その土地は進入路が狭く、駐車場として不向きということですが、当該申請地については、幹線道路に面し駐車場として適していることから、この場所を選定したとのことです。

次に、申請地の現況であります。家庭菜園として周辺住民の農作業体験の場と

して利用されているほか、一部では申請者自身も耕作を行っているとのことでした。この農作業体験については、9月いっぱい終了する予定で、今回の計画には支障はないとのことでありました。

次に、利用計画であります。駐車場の路盤はアスファルト舗装とし、雨水は施設内に浸透枿を設置し、オーバーフロー分をU字溝へ放流する計画であります。また、現地は隣地より低くなっているため、盛土により隣地と同じ高さまで造成し、隣地との境界は土留工事をする計画です。また、無断駐車禁止措置として、看板を設置する計画です。

次に、駐車場の入口部分については、歩道の切り下げ工事が必要なため、道路管理者である流山市長に対し、道路工事承認申請書が提出され、7月28日付けで承認されておりました。また、入口付近の街路樹が車の出入りに影響がないかお聞きしたところ、街路樹の移植についても市と協議をされたとのことですが、移植後枯れた場合には、その補償をしなければならないため、このことについては、断念をしたとのことでした。

次に、申請地の農地区分についてですが、申請地は、江戸川台駅の東約1.5kmに位置し、周囲は、住宅及び事業の用に供する施設等が連たんしている区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

次に、資金計画については、整備費が約510万円で、これに伴う資金は全て自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されておりました。

以上、申請者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行いましたところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

8番(山崎委員) これ見ますと11台となっていますけど、全部要望で埋まっているのでしょうか。

大作委員長 そこまでの確認は取っていませんので、11台埋まるか埋まらないか私どもでは話は出来ませんが、地元の要望が出ていますので、埋まるものと思います。

近くにパン屋さんがあるんですけど、当初そちらの駐車場の拡張なのかと思い、そちらについて確認させていただいたんですけど、個人的に経営する別の駐車場ということでした。

8番(山崎委員) このへん結構通りが激しいので、やっぱり駐車場は必要だとは思

んですけども、作ったのはいいけど埋まらないとちょっと大変だと思うので。

大作委員長 この近隣の方々の要請もあるという感じなんですよ。ですから満車にはなるかと思います。

8番(山崎委員) もう一点よろしいでしょうか。

入り口の近くに電柱が立ってますが、これは移設するのでしょうか。出入りのときに支障ないですか。

大作委員長 支障があるのではないかというお話はしたんですけど、支線は東京電力に取ってもらったということなんですけど、電柱はそのままという話でした。

8番(山崎委員) ということは、出入りは支障ないということですかね。

大作委員長 多少邪魔にはなるんでしょうけど、支障は無いと思います。入るのも軽か普通車ですから。

9番(中村委員) 確認なんですけど、今委員長から説明受けまして、歩道部分でインターロッキング復旧があって、奥行きが長くて11台分のスペース、この開口間口はいくつになりますか。スペース的に11台止められることはわかりました。舗装は敷きます。浸透は場内です。ただ、細長いので、その幅ですよ、間口いくつになりますか。

田村次長補佐 各車の置くスペースにつきましては、間口が2.6mで、奥行き6mです。6m×2.6mで各1台分のスペースが確保されております。

9番(中村委員) そうじゃなくて、全体でどうなっているのか。小さく書いてあるんだけど不明瞭なので。

田村次長補佐 9.4mです。

9番(中村委員) 一つ言えるのは、9.4mですよ。一台あたり2.6mで、奥行きが6mだと、残り3mで普通自動車で、このスペースは非常に難しいと思う。これ、ライン引きますよね。

田村次長補佐 その計画です。

9番(中村委員) 皆さん車乗られてると思いますけども、このような止め方可能かということですよ。

大作委員長 その辺は小委員会でも心配でしたので、業者の方に説明して頂きましたが、申請では直角に線が引かれていますけれど、若干斜めにする可能性もあると、軽微な変更も可能性があるという話をされておりました。

9番(中村委員) はっきり言いますが、若干では入りきらないです。大きく斜めにしないと。

大作委員長 中村委員のお話だと、入れるのに難儀するのではないかというお話だと思います。

9番(中村委員) いえ、この図面なんですけど、これで現実問題車が止められるかということですよ。実際に止め得る図面になってますかということですよ。

大作委員長 最悪の場合、両サイドが埋まっていたら真中に停める人は非常に難儀することだと思います。ただ、その辺も聞いてみたんですけど、必ずしも両サイドに車が

停まっているような状態でもないんじゃないかと。出たり入ったりするから、隣が空いている場合もあるから大丈夫だというお話でした。非常に難しいのは確かです。

9番(中村委員) いや、無理です。はっきり言って。別に11台にこだわる必要はないんじゃないですか。これで許可相当で出して現実的に車止められるわけないですよという話をする必要がある。業者が図面を引いてるんですけど、どのように考えて引いたのでしょうか。私は無理だと思うんですけど。

高市議長 今回の説明の中からいきますと、図面通りというわけではなく、いくらか斜めに入るような形も取りうるような説明でした。

9番(中村委員) いくらかじゃなくて、はっきり言って無理なんですよ。車で6m取られるんですよ。空いてるスペース3mなんですよ。

1番(小田桐委員) 中村委員の御指摘ももっともなんですけど、この問題は第1小委員会でも大きな慎重審議の課題にはなったんです。ですから、11台と設計されているところを、無理じゃないのかということは率直に大作委員長の方からも、ご指摘をいただく中で、斜線ということもあり得ると。そして、11台というのも、設計上は11台にしているけれども、もう少し少なくなるような話もあったのではないかと認識をしていますし、説明では7~8台は要望があるというご説明も頂く中で、どこまで設計内容の精査をするべきなのかという所もあるのかとは思っているんですけども。中村委員のご指摘はその通りで、第1小委員会でもそこが一番課題にはなったところです。

高市議長 問題は、図面上は11台載っていますけども、実質開いてみないと何台入るかはわからない状況ですよ。ただ、隣が空いてれば入れるということもあるかもしれない。或いは必ずしも11台というのは予定駐車台数の設計で出てきたものと思うんですよ。ですからその辺の処置はどうするかというものなんです。

9番(中村委員) 許可すること自体はよろしいと思います。ただ、11台は無理でしょうと。出来得る限りの台数で変更してもらう必要があるのかなと思います。後は事業者の方でやってもらえれば。だめだということではないですよ。そこまで厳しくはしないで。

大作委員長 詳細につきましては事務局で設計屋さんによく打ち合わせをして指導をしていただく形でどうでしょうか。

高市議長 事務局いいですか。

吉田次長 どうもありがとうございます。ただ今委員長仰いましたように、今後、申請者と接点持っていきますので、その中で台数の精査も含めて、委員の皆さんの意見を伝えていきたいと思えます。

9番(中村委員) よろしくお願ひします。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第42号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いしま

す。

挙手、多数であります。

よって、議案第42号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第43号

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が、次のとおりあったので意見を求める。

平成26年8月25日提出

流山市農業委員長 高市 正義

初めに、この農用地利用集積の制度についてでございますが、農業経営の規模拡大を目指す方への農地確保を推進するため、また、高齢化などにより遊休化している農地の有効活用を図るために設けられた制度となっております。市町村が貸し手と借り手の間に入り手続きが行われるものとなっております。また、原則として、農地の貸し借りをする場合には、農地法の規定によりまして許可を受けなければなりません。この制度を使いますと、農地法の特例として、農地法の許可や賃貸借の法定更新の規定は適用されないこととなります。このため、農地を貸す人にとりましても、貸借期間の満了により農地が確実に返還されることとなりますので、安心して貸すことができるというものでございます。

そして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項についてでございますが、この条文には、市の農政課が貸し手と借り手の間に入り作成しました農用地利用集積計画、この貸し借りの計画については、事前に農業委員会に諮問をし、その決定を受けることが規定されておりますことから、皆様にご審議をいただいているものでございます。

それでは、今月の事案について、今月の諮問件数は1件でございますが、この事案について、ご説明をさせていただきます。

まず、本件につきましては、3年前に農地の貸借を開始いたしましたが、この貸借期間がここで満了を迎えるということで、引き続きこの貸し借りを継続するため、更新の手続きが行われたものでございます。

初めに、義務者でございますが、義務者は流山市大畔の方で、この方は、農地を貸す方でございます。

次に、権利者につきましては、流山市西初石の方で、この方は、農地を借りる方で



ございます。

次に、移転の原因につきましては賃貸借で、対象となる農地は、流山市大畔の畑、1筆で、面積は、2,786㎡の内1,516㎡、利用権の設定期間につきましては更新により3年間です。賃借料は年額2万円で、支払期限は12月31日となっております。

次に、本件の議案案内図につきましては3ページにございますのでご参照いただきたいと思えます。

今月の利用集積計画につきましては、以上の1件です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、更新が1件であります。

なお、今月は、改選後初回の小委員会のため、農業経営基盤強化促進法の意義等について、確認を行いながら審議いたしました。

最初に、権利者の職業は兼業で年齢は61歳であります。また、営農状況については、耕作面積が約45アールで、農業従事者は権利者を含めまして3名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地の畑は、ネギ、エダマメ等が作付されております。本件については、更新により3年間の利用権を設定しようとするものであります。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、今後も引き続き、農地を効率的に耕作することが認められること等から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

10番(小嶋委員) ネギ、エダマメを作っているということですが、出荷先はどこに卸しているのでしょうか。

吉田次長 直売と、あとは自家消費、知人等へ分けているそうです。

15番(水代委員) この土地なんですが、2反7畝の内、1反5畝を今回借りるということなんですが、案内図の中に点線が入っているのはどういうことなんでしょうか。

吉田次長 案内図の中央に点線が入っており、2筆可能性があるのではないかとのご指摘ですが、今回の1筆全体で2,786㎡ございます。これはこの囲われている範囲全体で2,786㎡となります。ですから、この点線は筆の境界という点線ではなくて、恐らく地図を作る業者さんが作物の作り方や作間道といいますか、農作業用の道で

分かれていたので、そこに点線を入れたのではないかと思います、実際の筆はこの囲まれている部分となります。

15番(水代委員) 作間道の点線ということですが、実際、これ袋地になっているが、どこから入るんですか。

田村次長補佐 案内図の北側が義務者の住宅になっていて、そこに向かって入っていく道があります。そして、そこから先ほどの作間道があり、そこから申請地に入っていく形になります。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第43号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって議案第43号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第44号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第44号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成26年8月25日提出

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに、この「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」はどのような場合に提出されるのか。ということで、この制度の概要について、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、調整区域の中にある田んぼや畑、この農地の地目を、宅地や山林など、農地以外の地目に変更しようとする場合には、農地転用の許可を受けてから登記簿の地目を変更することになりますが、農地転用の事務指針の中にあります規定によりまして、土地登記簿上の地目が農地の場合にありましても、現況が『既に農地以外の土地となっていることが明白なもの』で、『20年以上経過していると認められる土地』については、この「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」の手続きを行うことによって、農地から農地以外へのものに、地目変更の登記手続きを行うことができるというものでございます。

なお、『既に農地以外の土地となっていることが明白なもの』とは、建物敷地となっている場合や山林などのように利用形態がはっきりしているものをいいまして、耕作せずに単に雑草や灌木類が自生している状態のものは該当しないとされております。

それでは今月の証明願いは1件でございますが、この事案について、ご説明をさせていただきます。

初めに、申請者ですが、申請者は流山市大字平方にお住まいの方で、申請がありました土地は、流山市平方の畑、1筆で、面積は47㎡です。

変更後の地目につきましては、宅地でございます。

次に、本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地の一部として、20年以上経過しておりますことから、この度、登記簿上の地目を現況の宅地に合わせるために、証明願の提出があったものでございます。

次に、本件の議案案内図につきましては4ページでございますのでご参照いただきたいと思っております。

今月の許可を要しない土地の証明願は、以上の1件です。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

高市議長 本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。大作委員長。

大作委員長 議案第44号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」御報告いたします。

本案につきましても、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

最初に、申請地の状況であります。江戸川台駅の北西約1.5kmに位置している土地で、登記地目は畑ですが、現況は宅地の一部として使用されておりました。申請地は、平成20年4月に申請者が相続により取得した土地であります。平成2年頃から隣接土地所有者が住宅の一部としてブロックで囲い使用しておりました。申請理由につきましては、今回、登記簿上の地目と現況の地目を一致させ、土地の地目変更登記申請を行うため、申請があったものでございます。なお、申請書の提出に当たって、平成5年に撮影された航空写真が添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、今から20年以上は、宅地として利用されていたことが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 御苦労さまでした。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

15番(水代委員) この土地の元は隣の農地の一画という認識でよろしいでしょうか。

吉田次長 図面をご覧ください。斜線の部分が申請地になります。その北側に今回

申請地を使用している方のお宅の母屋があります。そして、その周りの一点破線で囲まれている部分が宅地になります。現況としては、申請地も含めて、フェンスで囲んで宅地として利用しているという形になります。申請地の右側と下側に隣接の農地が一筆ございまして、その中の一部が宅地として使われていたというものです。ここを使わないとかぎ型の宅地となってしまうため、不便ということで使ってしまったのではないかという形です。

15番(水代委員) 申請者の宅地とその隣の農地は所有者は一緒ですか。

吉田次長 所有者は別の方でございます。

15番(水代委員) ということは、逆にいえば20年ということであれば時効ですよ。時効取得ということになるわけですか。

吉田次長 この件については、当時も農地法の規定はあったわけですが、手続きをとらなかっただけで、お互いの話し合いの中で使ってもいいよという形で今日まで来ております。ですので、無断で使っていたわけではありませんので、地主さんからの了解を得て今日まで来ているという内容でございますので、今後の流れも含めて言いますと、今回、地目を変更して、地目変更が終わったら、今住んでいるこちらの方の名義に変えていくということになると思います。ですので、時効取得での名義変更ということは無いと思います。

15番(水代委員) 話がついてるならいいですが、実際には20年間ですので、時効取得という制度もありますので、20年逃げ切ればという考え方だと問題だなと思っていたのですが、話がついているなら問題ない。

14番(小林委員) ちょっと確認なんですけど、申請者の家はここじゃないですよ。田村次長補佐 土地の所有者はですね、ここに住んでいる方とは別の方です。土地の所有者は今回の申請者の方です。そして、住宅の方はその方とは別の方が住んでいます。

14番(小林委員) 申請者と違う人でしょ。

田村次長補佐 土地の所有者が申請者になりますので。

14番(小林委員) だとしたらそれをちゃんと説明しないとみんな分からないでしょ。この場所はずっと前に問題あって、何年か前に相対で土地を分けるとかあったんですよ。その辺の説明しなかったらおかしいでしょ。

吉田次長 今仰いましたように、今回の申請者は畑の所有者となります。実際に使われているのは、家屋の所有者となります。今回の許可を要しない土地の証明願の申請につきましては事務手続き上、土地の所有者の方が申請人になるという形での事務取り扱いになっているものですから、今回の申請者のお名前は権利者のお名前で申請が出ているものでございます。ただ、説明の中で、ただ今小林委員仰いましたように、実際使っている方は今回の申請者とは別の方であるとご説明が不十分で申し訳ありませんでした。

高市議長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第44号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、多数であります。

よって議案第44号については、原案のとおり証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、報告第21号「合意解約の通知について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の5ページをご覧ください。

報告第21号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成26年8月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

初めに、この「報告第21号の合意解約の通知について」でございますが、農地法の第18条第6項の規定の中には、『貸し借りが行われている農地について、貸主、借主の双方の合意による解約が行われた場合には、農業委員会にその旨を通知しなければならない。』と規定されております。

このことから、本件につきましては、先月の7月に、1件の合意解約の通知書が提出されましたことから、ここでご報告をさせていただくものでございます。

初めに、合意解約が行われました農地につきましては、流山市木にあります畑、6筆で、合計面積は2,507㎡でございます。

次に、合意解約の通知書の受付日につきましては、平成26年8月1日に提出されたものでございます。

次に、この解約が行われました農地の場所につきましては、議案案内図の5ページにございますのでご覧いただきたいと思っております。

今月の合意解約のご報告につきましては、以上の1件です。

よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

10番(小嶋委員) 貸付人と借受人の住所が同じなのですが、どういうことなのでしょうか。

吉田次長 ただ今の、貸付人借受人の住所が同じということのご質問でございますが、通常は別の方と貸し借りを行いますが、こちらの場合は親子の貸し借りになりますので、貸付人が親御さん、借受人の方が貸付人の子供さんになります。

何故親子で貸し借りをやるのかということでございますが、貸付人の親御さんの方

ですが、農業者年金を受給している方でございます。そこで、農業者年金の中で、経営移譲年金という部分がございます。年金を受け取るまでの手続きの一環として、子供さんへの農地の貸付を行わないと年金が受けられないというものがございまして、以前、親子間での貸し借りを行っていたというものでございます。

高市議長 他にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第22号「専決処理の報告について」報告を求めます。吉田次長。

吉田次長 議案書の6ページをお開きください。

報告第22号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年8月25日報告

流山市農業委員会長 高市 正義

この、報告第22号の「専決処理の報告について」でございますが、流山市農業委員会事務局規程の第7条第1項の規定の中には、『事務局長は、農地法第4条第1項第7号及び農地法第5条第1項第6号の届出について専決することができる。』と規定されております。また、この中で、『農地法第4条第1項第7号及び農地法第5条第1項第6号の届出』とは何か。ということですが、農地を転用する時には、農地法に基づき許可を受けることが必要となりますけれども、調整区域ではなく、市街化区域内にある農地を転用する場合には、農地法に基づく許可を得ることは不要となっております。ただし、この市街化区域内にある農地を転用する場合には、転用しようとする面積や転用目的などについて、農業委員会に届出をしていただくことが必要となるものでございます。

そして、この届出につきましても、売買などの権利移動がない転用の場合には『農地法第4条の届出』を。また、売買や賃貸借などの権利移動が伴う転用の場合には、『農地法第5条の届出』をしていただいているものでございます。そして、また、流山市農業委員会事務局規程の中の第7条第2項には、『この農地法第4条第1項第7号及び農地法第5条第1項第6号の届出を専決した時は、農業委員会の総会に報告しなければならない。』と規定されております。このことから、この市街化区域農地の4条と5条の転用届出があったものにつきまして、毎月、総会の中でご報告をさせていただいているものでございます。

それでは、初めに、6ページから7ページにあります、1.の農地法第4条第1項第7号の規定による届出からご報告させていただきます。今月のご報告件数は10件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりました

ので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。次に、転用目的別の内訳につきましては、住宅用地が6件、店舗が2件、共同住宅・店舗用地が1件、駐車場・住宅用地とするものが1件でした。今月の4条届出の合計は、以上、10件、24筆、6,366.48㎡。地目別の内訳では、田6筆、2,155㎡、畑18筆、4,211.48㎡でございました。

次に、議案書の8ページをお開きください。

2.の、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月のご報告は15件で、内容につきましては、いずれも記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。次に、移転の原因別内訳につきましては、売買が13件、使用貸借が1件、賃借権が1件でした。また、転用目的別では、住宅用地が9件、道路管理用地が2件、共同住宅・店舗用地が1件、宅地拡張が1件、保育所・特別養護老人ホームが1件、そして、住宅用地・公衆用道路が1件でした。今月の5条届出の合計は、以上、15件、39筆、9,650.21㎡、地目別の内訳では、田が16筆、1,846㎡、畑が22筆、4,372.21㎡、山林が1筆、3,432㎡でした。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願い申し上げます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成26年第9回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後4時2分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成26年8月25日

流山市農業委員会長 .....高市 正義.....

流山市農業委員会委員 .....岡田 長政.....

流山市農業委員会委員 .....恩田 一雄.....